

平成30年3月市議会定例会  
こども家庭部  
議案説明資料  
(追加分)

目次

(条例案件)

- 1 まちなか総合ケアセンター条例の一部改正について …… 1頁

# まちなか総合ケアセンター条例の一部改正について

[まちなか総合ケアセンター]

## (1) 改正の目的

本市と連携中枢都市圏協約を締結した市町村の住民を「産後ケア応援室」と「病児保育室」の利用対象とすることについて、「公の施設の他の団体の利用の協議」の議決を受けたことから条例の一部改正を行うもの。

併せて、出産に伴う里帰りにおいて、市内の実家の負担を軽減するため、里帰りした母子を「産後ケア応援室」の利用対象とするもの。

## (2) 改正の内容

### ア 産後ケア応援室

#### (ア) 利用対象者の拡大

- ① 連携中枢都市圏の協定を締結した市町村に住所を有する母子
- ② 市内に住所を有する親の住所地に一時的に居住する母子

#### (イ) 使用料

種 別		金 額 (円)	
		富山市民	左記以外の者
宿泊利用	19時から翌日の9時30分まで	2,300	3,900
通所利用	9時30分から13時まで	1,800	3,000
	13時から19時まで	3,100	5,100

(例) 1泊2日 12,000円 (富山市民は7,200円)

1日デイ 8,100円 (富山市民は4,900円)

### イ 病児保育室

#### (ア) 利用対象者の拡大

連携中枢都市圏の協定を締結した市町村に住所を有する乳児又は幼児

#### (イ) 使用料

条例に規定する額

## (3) 施行日 平成30年4月1日